

発議第1号

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月1日提出

提出者 和歌山市議会議員

遠藤 富士雄

吉本 昌純

中尾 友紀

姫田 高宏

山本 忠相

山野 麻衣子

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第146条中「または」を「又は」に、「者」の次に「（傍聴人を除く。）」を加え、「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に、「かさの類」を「傘の類い」に改める。別表に次のように加える。

広報委員会	議会の広報に関する協議	各会派から選出された議員	委員長
-------	-------------	--------------	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。